

郵送による戸籍謄抄本等の申請方法

同封していただくもの

1. 戸籍謄・抄本申請書（郵送用）

- ・申請書は任意のものでも構いません。
戸籍謄本・抄本等交付申請書(郵送用)を参考に記載してください。

2. 手数料

- ・手数料は郵便局で定額小為替を手数料分購入してください。
切手では受付できません。

3. 返信用封筒及び返信用切手

- ・返信用封筒に住所及び宛名を記入の上、切手を貼付してください。
お急ぎの場合は、返信用封筒に速達と赤書きでご記入の上、速達料分の切手を貼付してください。

4. 本人確認書類（又は の写し）

官公署発行の写真付身分証明書

運転免許証・国や地方公共団体発行の免許証（許可証や資格証明書）
外国人登録証明書・住民基本台帳カード・身体障害者手帳など

写真付のものがない場合は次の書類

健康保険や介護保険の被保険者証・共済組合員証・年金手帳・年金証書・官公署発行の医療受給者証など

5. その他

- ・本人から委任された方は、委任状を同封して下さい。

送付先及びお問い合わせ先

- ・郵便番号 029 - 2396
岩手県気仙郡住田町世田米字川向96番地1
住田町役場 町民生活課 住民環境係
0192 - 46 - 2111 内線134

ご注意

- ・証明書の申請は、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属（父母、祖父母等）もしくは直系卑属（子、孫等）に限ります。
- ・相続等で戸籍を請求される場合は、必要とする具体的な理由・どんな戸籍が必要なのか詳しく書いて下さい。
- ・郵便申請には送付日数等が、かかりますので余裕をもって申請をお願いします。
- ・本人から委任されて第三者が申請をする場合は、必ず委任者が自署・押印した委任状が必要になります。
- ・偽り、その他不正な手段により交付を受けた場合は、30万円以下の過料に処せられます。（戸籍法133条）